(9) 関係法令等の指定、規制等

1) 環境基本法に基づく環境基準

（ア）大気汚染に係る環境基準

環境基本法に基づき、大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が設定されている。

大気汚染に係る環境基準は、表 3.2.34 に示すとおりである。

表 3.2.34　大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、 かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、 かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^3以下であり、 かつ、1時間値が0.20mg/m^3以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内 またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高８時間値の１年平均値が0.04ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m^3以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m^3以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m^3以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m^3以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m^3以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m^3以下であること。

注：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：1.「昭和48年5月8日環境庁告示第25号（最終改正 令和8年1月30日環境省告示第8号)」（二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）
2.「昭和53年7月11日環境庁告示第38号（最終改正 平成8年10月25日環境庁告示第74号)」（二酸化窒素）
3.「平成9年2月4日環境庁告示第4号（最終改正 平成30年11月19日環境省告示第100号)」（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）
4.「平成21年9月9日環境省告示第33号」（微小粒子状物質）

（イ）騒音に係る環境基準

環境基本法に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が設定されている。環境基準は、地域の土地利用や時間帯に応じて都道府県知事が類型を指定し、適用される。

騒音に係る環境基準は、表 3.2.35 に示すとおりである。また、関係 3 市における騒音に係る環境基準の類型指定状況は、図 3.2.12 に示すとおりである。

表 3.2.35　騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値（等価騒音レベル）		該当地域
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	環境基準は、地域の類型及び時間区分毎に左表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については市長。）が指定する。
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

注：1.時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2.AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

（道路に面する地域）

地域の区分	基準値（等価騒音レベル）	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

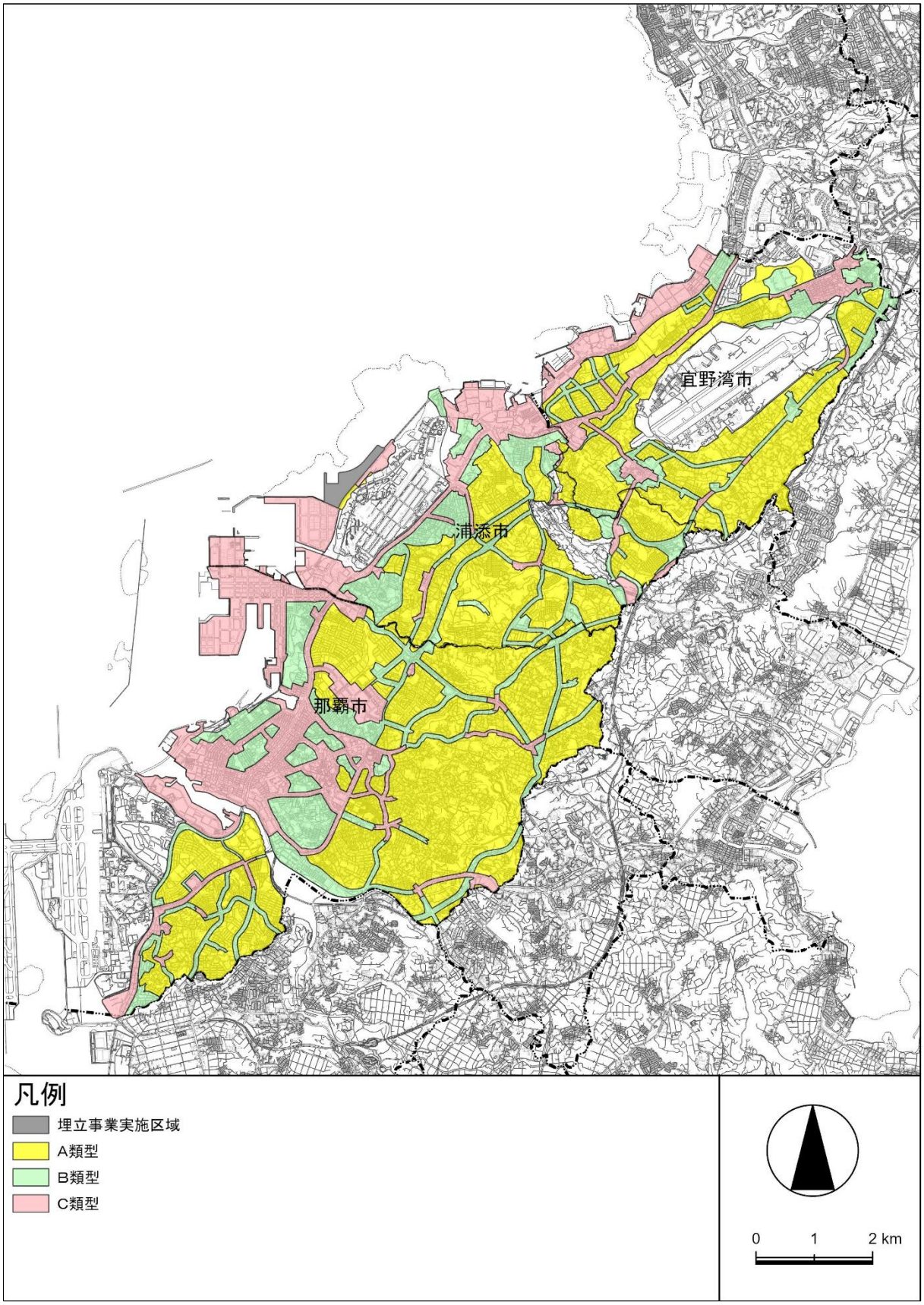
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値（等価騒音レベル）	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内への透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注：1.「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
①道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）
②①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に定める自動車専用道路
2.「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　15メートル
②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　20メートル

出典：「平成10年9月30日環境庁告示第64号（最終改正 平成24年3月30日環境省告示第54号）」



出典：「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（那覇市告示第 422 号 平成 29 年 3 月 15 日）、（浦添市告示第 39 号 平成 24 年 3 月 30 日）、「騒音に関する環境基準の地域類型の指定」（平成 24 年 4 月 1 日施行、宜野湾市）

図 3.2.12　騒音に係る環境基準の類型指定状況

（ウ）水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として環境基準が設定されている。

環境基準に係る水域の類型指定の状況は表 3.2.36 に、水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は図 3.2.13 に示すとおりである。海域では那覇港海域が A 類型に、河川では牧港川、安謝川、久茂地川 C 類型に、安里川が D 類型に、国場川が C 類型・E 類型に指定されている。

水質汚濁に係る環境基準は表 3.2.37～表 3.2.39 に示すとおりである。

なお、浦添ふ頭地区については、環境基準が設定されていない。

表 3.2.36　関係 3 市における水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況等

＜河川＞

水 域 名	範 囲	類型	利用目的	達成期間	環境基準点	当初指定年月日
久茂地川	全 域	C	環境保全	イ	泉崎橋	昭和 53 年 5 月 15 日
安 里 川	全 域	D	環境保全	イ	安里新橋	
安 謝 川	全 域	C	環境保全	イ	安謝橋	
牧 港 川	字地泊川合流点から上流の陽迎橋までと支川宇地泊川の比屋良川橋まで	C	環境保全	イ	境橋上流 50m 大謝名橋上流 200m	昭和 55 年 6 月 12 日
国 場 川(1)	明治橋から真玉橋まで	C	工業用水	ロ	那覇大橋	昭和 49 年 3 月 4 日
国 場 川(2)	真玉橋から上流の一日橋までと長堂川の翔南製糖取水せきまで	E	環境保全	ハ	真玉橋	

＜海域＞

水域	水域の範囲	類型	利用目的	達成期間	環境基準点	指定年月日
那覇港海域	安謝埋立地北側先端、 北緯 26° 14′ 30″ 東経 127° 39′ 30″ （自謝加瀬）、 北緯 26° 13′ 東経 127° 38′ 30″ （浅ノ瀬）、 北緯 26° 12′ 30″ 東経 127° 38′ 30″ （儀間ノ瀬）、 北緯 26° 12′ 30″ 陸地との交差点の各点を結ぶ線とその沿岸に囲まれた海域	A	港湾 水産資源	ロ	那覇港沖 北緯　26° 13’ 15” 東経　127° 39’ 25” 那覇港内 北緯　26° 12’ 20” 東経　127° 40’ 20” 那覇新港入口 北緯　26° 13’ 50” 東経　127° 40’ 45” 泊港内 北緯　26° 13’ 15” 東経　127° 41’ 05” 自謝加瀬東 北緯　26° 14’ 30” 東経　127° 39’ 45”	昭和 51 年 3 月 18 日

注：1.類型の欄の A,B,C,D 及び E とは、河川に係るものにあっては昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号別表 2 の 1 の(1)アの河川の表（表 3.2.38)、海域にかかるものにあっては同告示別表 2 の 2 アの表（表 3.2.39）の類型を示す。

2.成期間の欄中「イ」は、直ちに達成することを示し、「ロ」は、5 年以内に可及的速やかに達成することを示し、「ハ」は、5 年を超える期間で可及的速やかに達成することを示す。

3.類型指定時は日本測地系が使用されていたことから、上記の座標は全て日本測地系で記載している。

出典：「令和 6 年度水質測定結果(公共用水域及び地下水)」（沖縄県環境部）

表 3.2.37　水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準（全公共用水域）

No.	項目	基準値
1	カドミウム	0.003mg/L以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01mg/L以下
4	六価クロム	0.02mg/L以下
5	砒素	0.01mg/L以下
6	総水銀	0.0005mg/L以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	PCB	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
16	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
19	チウラム	0.006mg/L以下
20	シマジン	0.003mg/L以下
21	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
22	ベンゼン	0.01mg/L以下
23	セレン	0.01mg/L以下
24	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下
25	ふっ素	0.8mg/L以下
26	ほう素	1mg/L以下
27	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

注：1.準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3.海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。
4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「昭和46年12月28日環境庁告示第59号（最終改正 令和7年3月31日環境省告示第35号)」

表 3.2.38（1）　水質汚濁に係る環境基準（河川）

生活環境の保全に関する環境基準（河川その1：湖沼を除く）

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級・水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	－
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	－
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	－

注：1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

3. 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU／100mL 以下とする。

4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道１級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL 以下とする。

5. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

6. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

7. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

8. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

9. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

10. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「昭和46年12月28日環境庁告示第59号（最終改正 令和7年3月31日環境省告示第35号）」

表 3.2.38（2）　水質汚濁に係る環境基準（河川）

《参考》以下の基準は、沖縄県内では類型指定されていないが、参考として表示する。

生活環境の保全に関する環境基準（河川その2：湖沼を除く）

類型＼項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

注：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

出典：「昭和46年12月28日環境庁告示第59号（最終改正 令和7年3月31日環境省告示第35号）」

表 3.2.39　水質汚濁に係る環境基準（海域：生活環境項目）

生活環境の保全に関する環境基準（海域その1）

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質（油分等）
A	水産1級、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	－	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	－	－

注：1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2.水産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
3.水産 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
4.環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

《参考》以下の基準は、沖縄県内では類型指定されていないが、参考として表示する。

生活環境の保全に関する環境基準（海域その2）

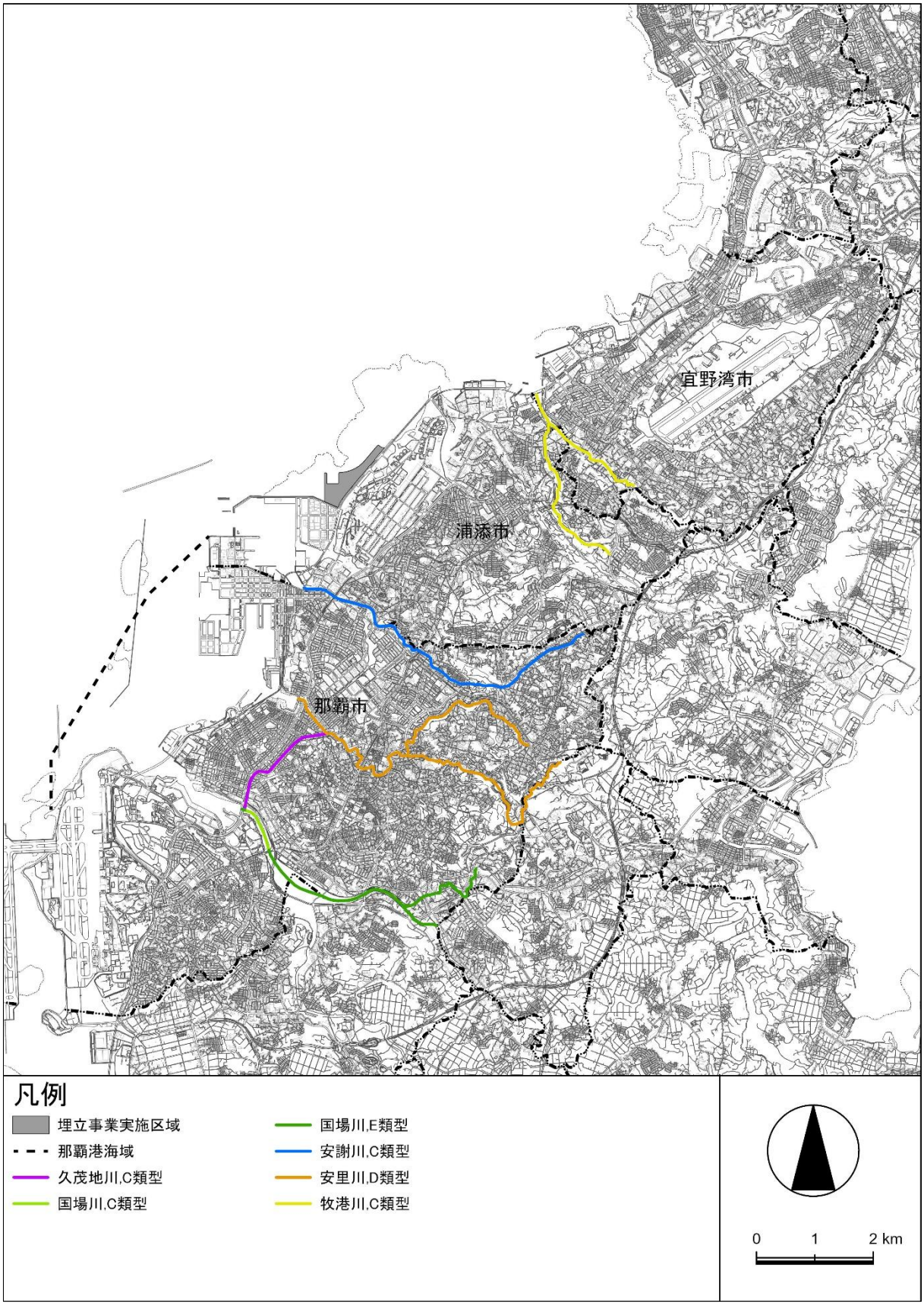
類型＼項目	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣ以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

注：1.基準値は、年間平均値とする。
2.水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
3.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
4.水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
5.生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

生活環境の保全に関する環境基準（海域その3）

類型＼項目	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

出典：「昭和46年12月28日環境庁告示第59号（最終改正 令和7年3月31日環境省告示第35号）」



出典：「令和 6 年度水質測定結果(公共用水域及び地下水)」（沖縄県環境部）

図 3.2.13　水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況

（エ）地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が設定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2.40 に示すとおりである。

表 3.2.40　地下水の水質汚濁に係る環境基準

No.	項目	基準値
1	カドミウム	0.003mg/L以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01mg/L以下
4	六価クロム	0.02mg/L以下
5	砒素	0.01mg/L以下
6	総水銀	0.0005mg/L以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	PCB	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L以下
11	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下
12	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
15	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
17	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
20	チウラム	0.006mg/L以下
21	シマジン	0.003mg/L以下
22	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
23	ベンゼン	0.01mg/L以下
24	セレン	0.01mg/L以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
26	ふっ素	0.8mg/L以下
27	ほう素	1mg/L以下
28	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

注：1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は 43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4.1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「平成9年3月13日環境庁告示第10号（最終改正 令和7年3月31日環境省告示41号）」

（オ）土壌汚染に係る環境基準

環境基本法に基づき、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として環境基準が設定されている。

土壌汚染に係る環境基準は、表 3.2.41 に示すとおりである。

表 3.2.41　土壌汚染に係る環境基準

No.	項目	環境上の条件
1	カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては米1kgにつき0.4mg以下であること。
2	全シアン	検液中に検出されないこと。
3	有機燐	検液中に検出されないこと。
4	鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
5	六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
6	砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
7	総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
9	PCB	検液中に検出されないこと。
10	銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
11	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
12	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
13	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
14	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
15	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
16	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
18	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
19	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
20	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
21	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
22	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
23	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
24	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
25	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
26	セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
27	ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
28	ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
29	1,4－ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

注：1.環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2.カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3.「検液中に検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4.有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
5.1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号（最終改正 令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 37 号)」

（カ）ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が設定されている。

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土砂汚染に係る環境基準は、表 3.2.42 に示すとおりである。

表 3.2.42　ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土砂汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m^3 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

注：1. 基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

出典：「平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号（最終改正 令和 4 年 11 月 25 日環境省告示第 89 号）」

2）公害の防止に関する法令に基づく規制基準

（ア）大気汚染に係る規制

大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）及び「沖縄県生活環境保全条例」（平成 20 年 12 月 26 日沖縄県条例第 43 号）では、ばい煙の排出基準及び粉じん発生施設の構造、使用、管理に関する基準を定めており、大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号）第 3～5 条に基づく排出基準(ばい煙に係るもの)の概要は表 3.2.43 に、沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成 21 年 9 月 30 日沖縄県規則第 49 号）に基づく排出基準(大気有害物質に係るもの)は表 3.2.44 に示すとおりである。

表 3.2.43　大気汚染防止法に基づく排出基準(ばい煙に係るもの)の概要

規制物質		規制基準	法令	備考
硫黄酸化物		補正された排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 $q=K\times10^{-3}\times He^2$	大気汚染防止法施行規則第3条	地域ごとの基準値を定めている
ばいじん		0.04～0.5g/Nm^3 （一般排出基準）	同第4条	施設の種類及び規模ごとの基準値を定めている
有害物質	カドミウム及びその化合物	1.0mg/Nm^3	同第5条	施設ごとの基準値を定めている
	塩素、塩化水素	塩素：30mg/Nm^3 塩化水素：80～700mg/Nm^3	同第5条	施設ごとの基準値を定めている
	弗素、弗化水素及び弗化珪素	1.0～20mg/Nm^3	同第5条	施設ごとの基準値を定めている
	鉛及びその化合物	10～30mg/Nm^3	同第5条	施設ごとの基準値を定めている
	窒素酸化物	60～1200ppm	同第5条	施設の種類及び規模ごとの基準値を定めている

出典：「昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号（最終改正 令和 8 年 7 月 1 日環境省令第 19 号)」

表 3.2.44　沖縄県生活環境保全条例に基づく排出基準(大気有害物質に係るもの)

区分		排出基準（排出口）
カドミウム及びその化合物		カドミウムとして 1.0mg/Nm^3
塩素		30mg/Nm^3
塩化水素	廃棄物焼却炉	700mg/Nm^3
	廃棄物焼却炉以外	80mg/Nm^3
ふっ素、ふっ化水素、ふっ化けい素		ふっ素として 10mg/Nm^3
鉛及びその化合物		鉛として 20mg/Nm^3

出典：「平成 21 年 9 月 30 日沖縄県規則第 49 号（最終改正 令和 7 年 3 月 28 日規則第 17 号)」

（イ）騒音に係る規制

騒音規制法に基づき、特定工場等、工場・制定作業場や建設作業に係る騒音の規制基準及び自動車騒音の要請限度に関する基準が設定されている。

自動車騒音の要請限度は表 3.2.45 に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表 3.2.46 に示すとおりである。また、都道府県知事が指定する規制区域のうち、関係 3 市における騒音規制法(自動車騒音)に係る規制区域は図 3.2.14 に、騒音規制法(特定建設作業)に基づく規制区域は図 3.2.15 に示すとおりである。

表 3.2.45　自動車騒音の要請限度

（等価騒音レベル）

区域の区分	時間の区分	
	昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注：1. a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ以下に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については市長。）が定めた区域を指す。
（1）a 区域：専ら住居の用に供される区域
（2）b 区域：主として住居の用に供される区域
（3）c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
2. 上記の都道府県知事が定めた区域とは、平成 11 年沖縄県告示第 293 号(騒音に係る環境基準の地域類型の指定)の表に掲げる市町村の当該 A,B,C 類型をそれぞれ a,b,c 区域としたものである。

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

（等価騒音レベル）

基準値	
昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）
75 デシベル以下	70 デシベル以下

注：1.「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。
2.「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の範囲をいう。
・2 車線以下の車線を有する道路の敷地の境界線から　15 メートルまでの範囲
・2 車線を超える車線を有する道路の敷地の境界線から　20 メートルまでの範囲

出典：1.「平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号（最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省令第 9 号)」
2.「昭和 54 年 3 月 8 日沖縄県告示第 95 号（最終改正 令和 3 年 3 月 23 日告示第 119 号)」

表 3.2.46　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制事項	区域の区分	特定建設作業					
		くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートプラント、アスファルトプラント	バックホウ トラクター ショベル ブルドーザー
基準値	1・2号	85デシベル以下					
作業禁止時間	1号	午後7時～午前7時					
	2号	午後10時～午前6時					
最大作業時間	1号	10時間／日					
	2号	14時間／日					
最大作業日数	1・2号	連続6日					
作業禁止日	1・2号	日曜日その他の休日					

注：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関して都道府県知事が指定する区域は、次のとおりである。

第1号区域：(1)第1種区域、第2種区域及び第3種区域

(2)第4種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲80mの区域内

a.学校教育法第1条に規定する学校

b.児童福祉法第7条に規定する保育所

c.医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

d.図書館法第2条第1項に規定する図書館

e.老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

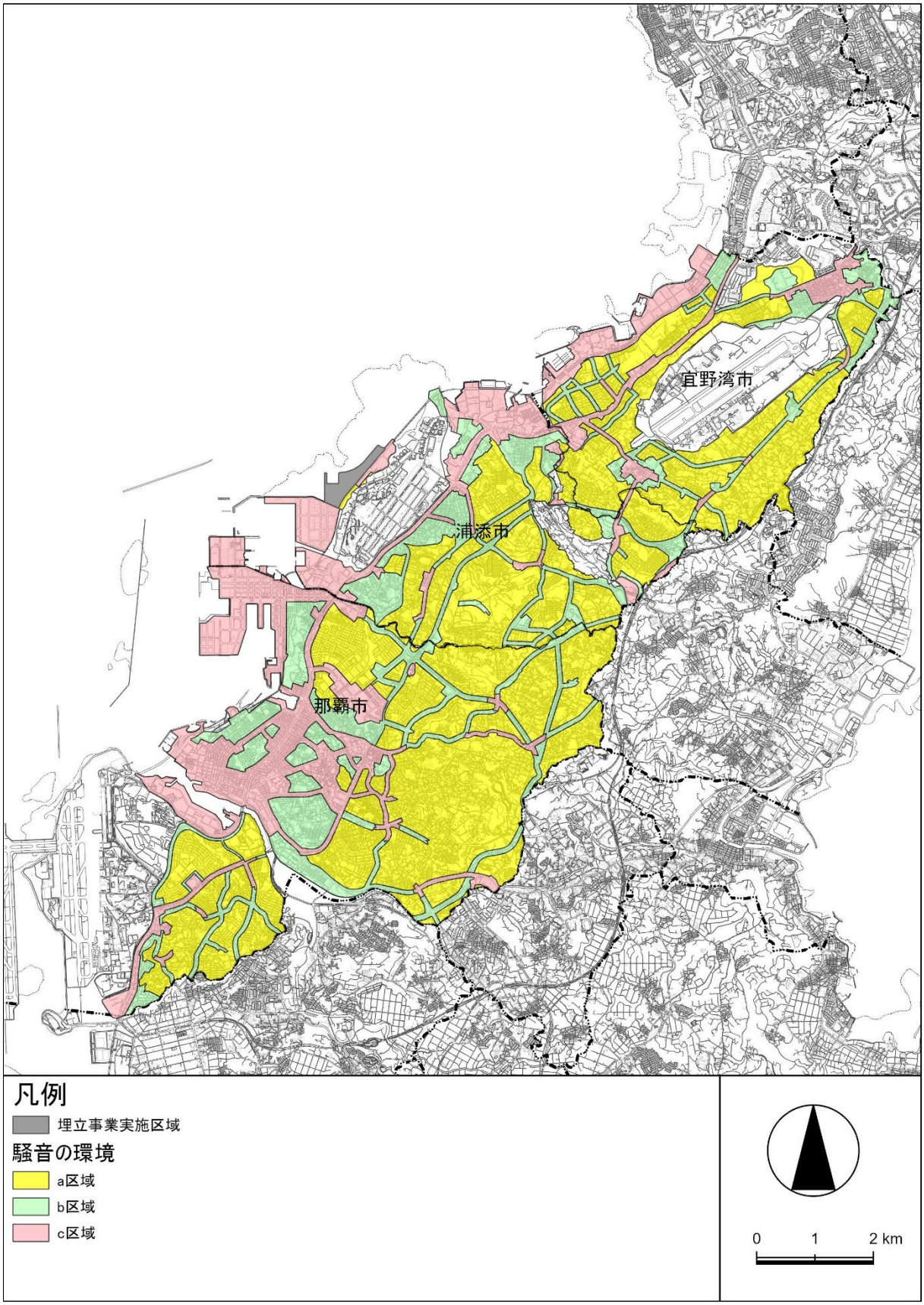
第2号区域：第1号区域以外の区域

出典：1.「昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号（最終改正 平成27年4月20日環境省告示66号)」

2.「昭和 54 年 3 月 8 日沖縄県告示第 95 号」(最終改正 令和 3 年 3 月 23 日告示第 119 号)

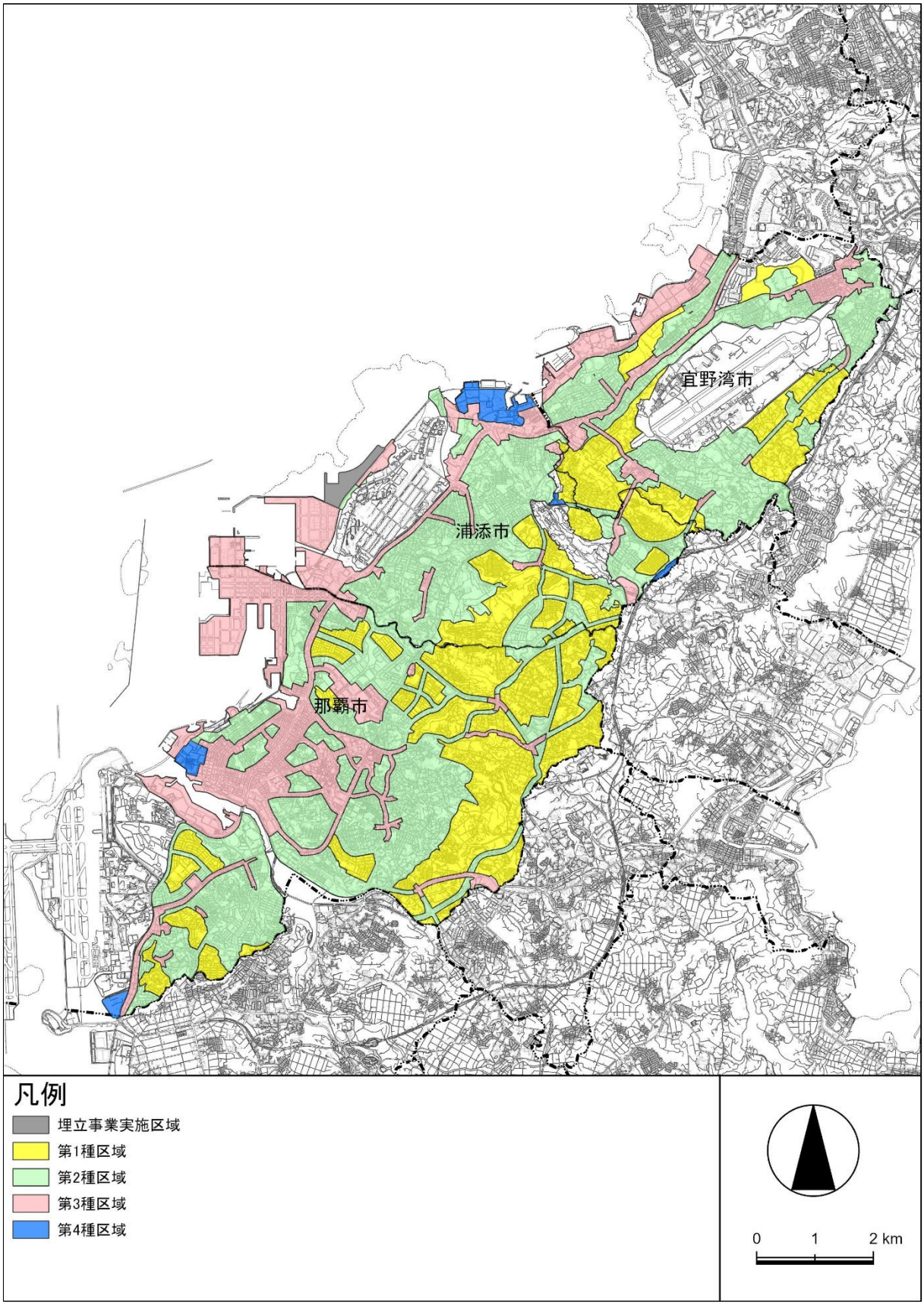
3.「特定建設作業に係る騒音の規制基準」(沖縄県ホームページ、令和 7 年 5 月 14 日更新)

4.「騒音に係る特定建設作業」(沖縄県ホームページ、令和 6 年 1 月 11 日更新)



出典：「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（那覇市告示第 422 号 平成 29 年 3 月 15 日）、（浦添市告示第 39 号 平成 24 年 3 月 30 日）、「騒音に関する環境基準の地域類型の指定」（平成 24 年 4 月 1 日施行、宜野湾市）

図 3.2.14　騒音規制法(自動車騒音)に係る規制区域



出典：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」（那覇市告示第 423 号　平成 29 年 3 月 15 日）、「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（浦添市告示第 40 号　平成 24 年 3 月 30 日）、「騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年 4 月 1 日施行、宜野湾市）

図 3.2.15　騒音規制法（特定建設作業）に基づく規制区域

（ウ）振動に係る規制

振動規制法に基づき、工場や建設作業によって発生する振動に関する基準が設定されている。道路交通振動の要請限度は表 3.2.47 に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 3.2.48 に示すとおりである。

また、都道府県知事が指定する規制区域のうち、関係 3 市における振動規制法（道路交通振動）に基づく規制区域は図 3.2.16 に、振動規制法（特定建設作業等）に基づく規制区域は図 3.2.17 に示すとおりである。

表 3.2.47　道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	夜間（午後7時から翌日の午前8時まで）
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注：1. 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は、上表に定める値以下当該値から5デシベル減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第1種区域の限度は夜間の第2種区域の値とすることができる。
2. a. 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
b. 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって，その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。
3. 区域は、府令別表第2の備考の1の規定により都道府県知事が定める。
4. 時間は、府令別表第2の備考の2の規定により都道府県知事（市の区域内の区域に係る時間については、市長。）が定める。

出典：1.「昭和51年11月10日総理府令第58号（最終改正 令和3年3月25日環境省令第3号)」
2.「昭和54年3月8日沖縄県告示第96号（最終改正 令和3年3月23日沖縄県告示第120号)」

表 3.2.48　特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

規制基準の区分	第1号区域	第2号区域
基準値	75デシベル以下	75デシベル以下
作業時間	午後7時から翌日の午前7時まで でないこと	午後10時から翌日の午前6時まで でないこと
1日の作業時間※	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	当該建設作業の場所において連続して6日を超えないこと	同左
作業日	日曜日その他の休日でないこと	同左

注:1.特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関して都道府県知事(市の区域内の区域においては、市長。)が指定する区域は、次のとおりである。

第1号区域：(1)騒音規制法に基づく地域区分（昭和54年沖縄県告示第95号、最終改正：平成28年3月29日告示第193号）第1種区域、第2種区域及び第3種区域

(2)第4種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲概ね80m以内の区域内

a.学校教育法第1条に規定する学校

b.児童福祉法第7条に規定する保育所

c.医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

d.図書館法第2条第1項に規定する図書館

e.老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

第2号区域：第1号区域以外の区域

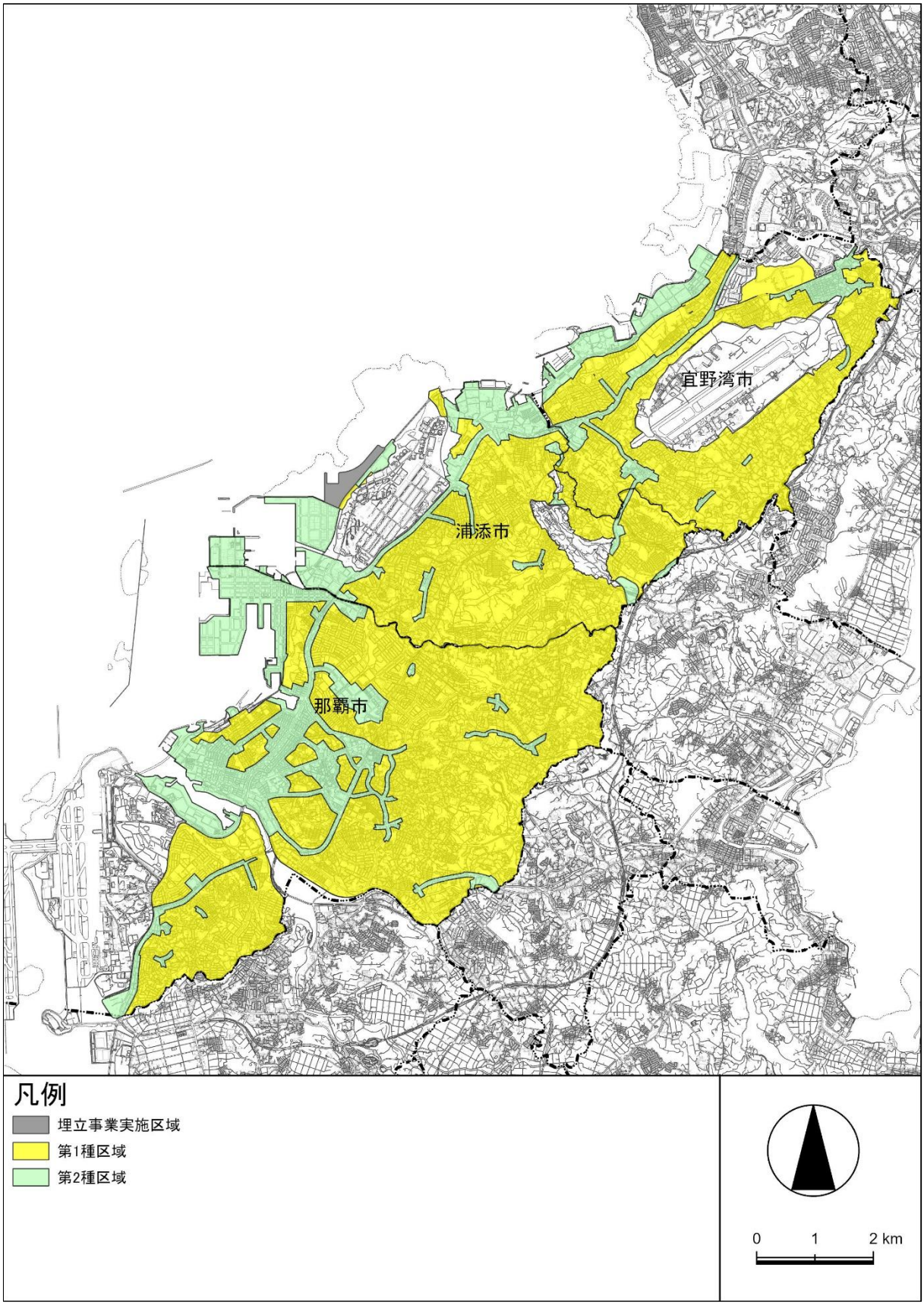
2.基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値。

3.基準値を超えている場合、振動の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。

出典：1.「昭和51年11月10日総理府令第58号（最終改正 令和3年3月25日環境省令第3号)」

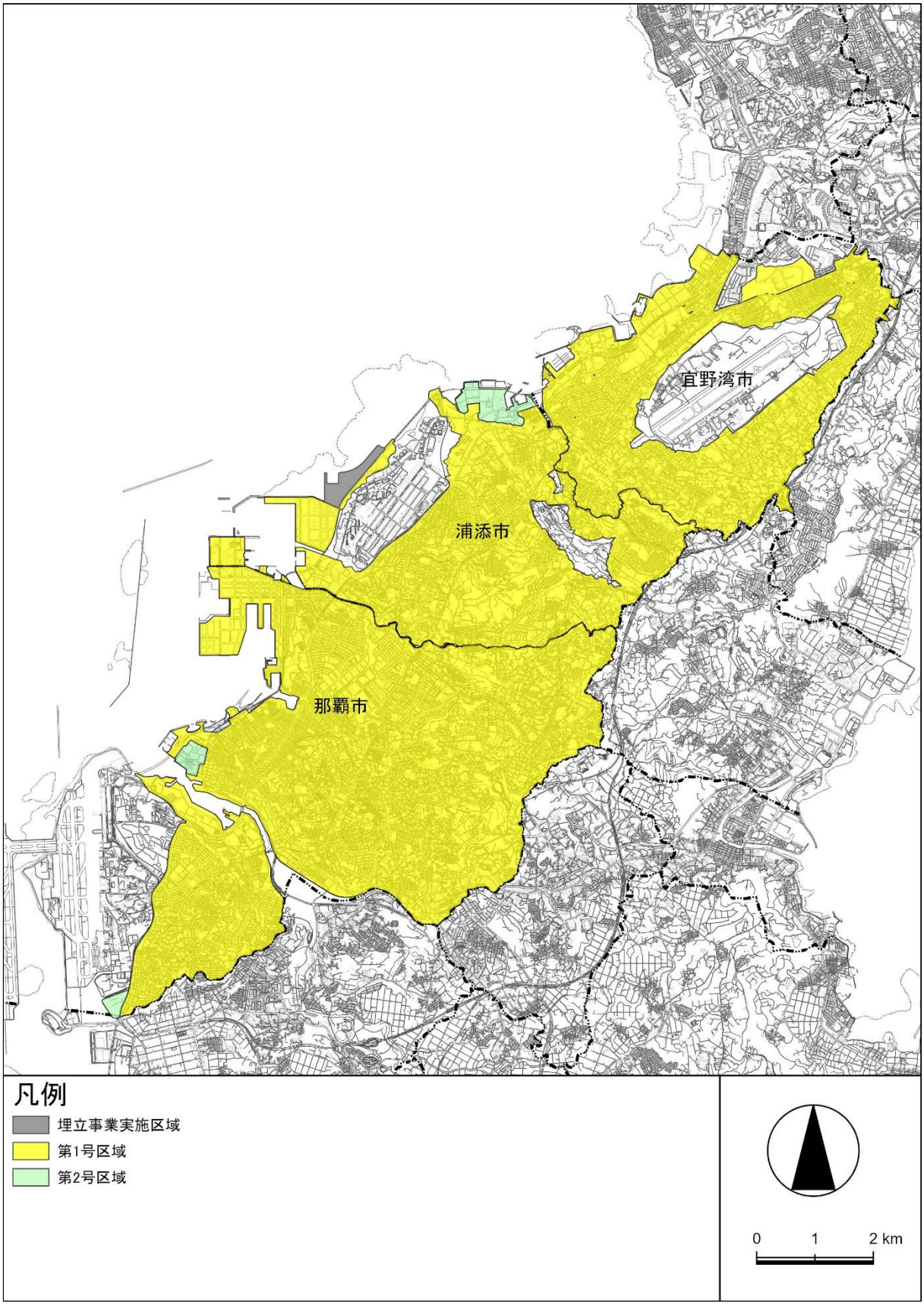
2.「昭和54年3月8日沖縄県告示第96号（最終改正 令和3年3月23日沖縄県告示第120号)」

3.「特定建設作業に係る振動の規制基準」(沖縄県ホームページ、令和7年6月1日11日更新)



出典：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」（那覇市告示第 424 号平成 29 年 3 月 15 日）、「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（浦添市告示第 41 号　平成 24 年 3 月 30 日）、「振動規制法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年 4 月 1 日施行、宜野湾市）

図 3.2.16　振動規制法（道路交通振動）に基づく規制区域



出典：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」（那覇市告示第 423 号　平成 29 年 3 月 15 日）、「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（浦添市告示第 40 号　平成 24 年 3 月 30 日）、「騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年 4 月 1 日施行、宜野湾市）、「騒音・振動・悪臭届出のしおり」（平成 23 年 7 月改訂版沖縄県環境部環境保全課）

図 3.2.17　振動規制法（特定建設作業等）に基づく規制区域

（エ）悪臭に係る規制

悪臭防止法に基づき、悪臭に関する基準が設定されている。悪臭に係る規制基準は表 3.2.49 に、また、関係 3 市における悪臭防止法に基づく地域指定状況は図 3.2.18 に示すとおりである。

規制基準は、特定の種類毎に濃度を定める「特定悪臭物質規制」と、物質の種類に関わらず人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化した「臭気指数規制」があり、関係 3 市は、「臭気指数規制」の導入地域となっている。

表 3.2.49　悪臭に係る規制基準

①悪臭原因物である気体で事業場から排出されるものの敷地境界線の地表における規制基準（1 号基準）

敷地境界線における臭気指数に係る規制基準は下表のとおりとなっている。

区分	A区域	B区域	C区域
許容限度（臭気指数）	15	18	21

②悪臭原因物である気体で事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準（2号基準）

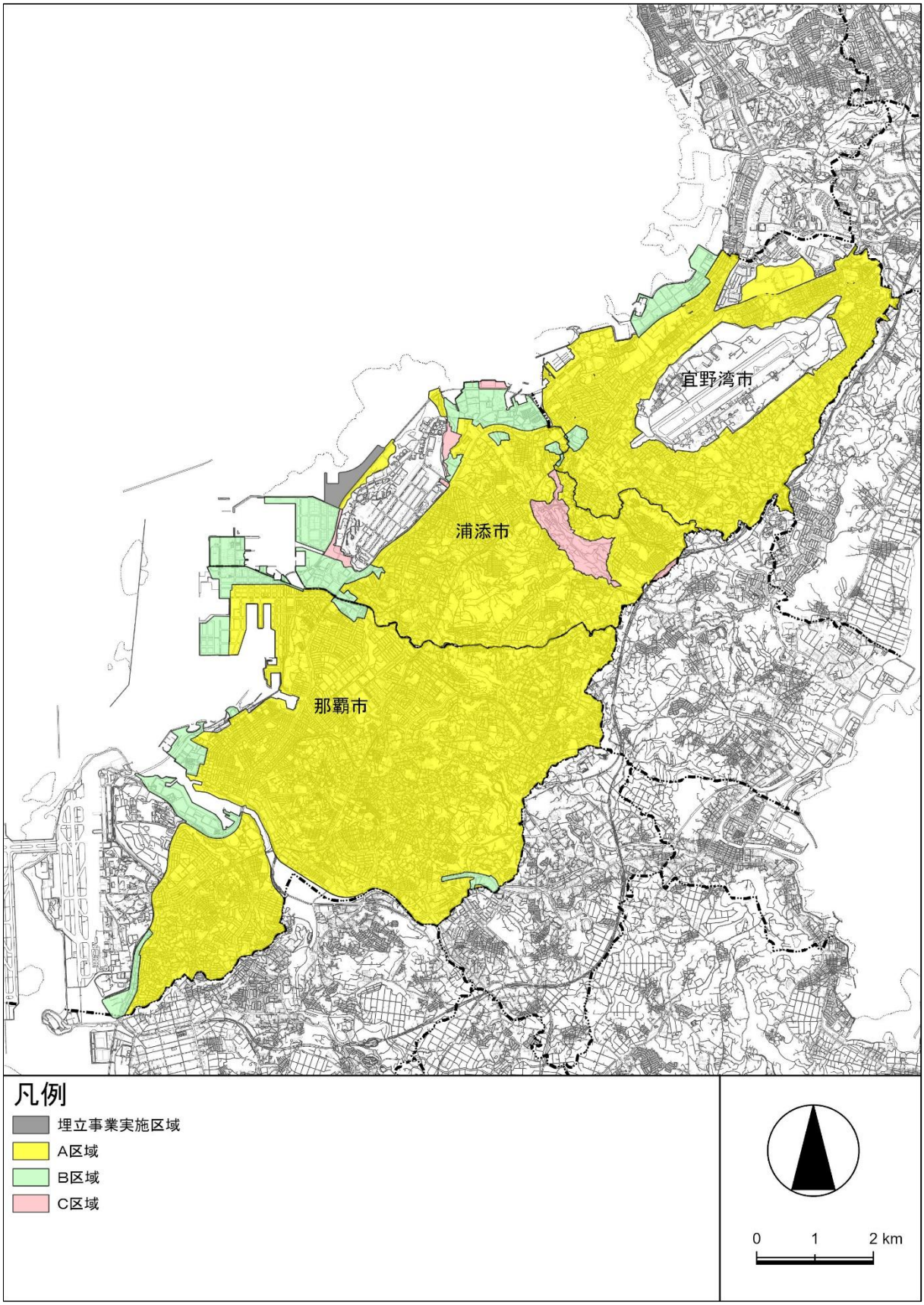
高煙突のように悪臭排出口が高位置にある場合、悪臭原因物の最大着地濃度は敷地外に現れるので、最大着地濃度が敷地境界線における許容限度と等しくなるように排出口における許容限度を規制する。排出口における規制基準は、敷地境界線における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に規定されている方法により算出した臭気指数または臭気排出強度となっている。

③悪臭原因物である水で事業場から排出される排出水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準（3号基準）

排出水が拡散している水面1.5メートル地点における大気中の臭気指数が、敷地境界線における規制基準と等しくなるように設定されており、規制基準は下表のとおりとなっている。

区分	A区域	B区域	C区域
許容限度（臭気指数）	31	34	37

出典：1.「騒音・振動・悪臭　届出のしおり」（令和3年8月改訂版、沖縄県環境部環境保全課）
2.「臭気指数」（沖縄県ホームページ、令和6年1月11日更新）



出典：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」（那覇市告示第 499 号　平成 27 年 3 月 18 日）、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（浦添市告示第 42 号　平成 24 年 3 月 30 日）、「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年 4 月 1 日施行、宜野湾市）

図 3.2.18　悪臭防止法に基づく地域指定状況

（オ）水質汚濁に係る規制

水質汚濁防止法に基づき、特定施設を設置し、公共用水域に排出水を排出する工場・事業場に対して排出水に関する基準が設定されている。

排水基準を定める総理府令で定める全国一律の排水基準である有害物質に係る排水基準は表 3.2.50 に、その他の汚染状態に係る排水基準は表 3.2.51 に示すとおりである。

なお、関係 3 市では、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」により那覇港海域の一部と国場川水域が規制されており、上乗せ排水基準は表 3.2.52 及び表 3.2.53 に示すとおりである。水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は、図 3.2.13 に示すとおりである。

表 3.2.50　有害物質に係る排水基準

No.	有害物質	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	0.03　mg/L
2	シアン化合物	1　mg/L
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。）	1　mg/L
4	鉛及びその化合物	0.1　mg/L
5	六価クロム化合物	0.2　mg/L
6	砒素及びその化合物	0.1　mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
10	トリクロロエチレン	0.1　mg/L
11	テトラクロロエチレン	0.1　mg/L
12	ジクロロメタン	0.2　mg/L
13	四塩化炭素	0.02　mg/L
14	1,2-ジクロロエタン	0.04　mg/L
15	1,1-ジクロロエチレン	1　mg/L
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4　mg/L
17	1,1,1-トリクロロエタン	3　mg/L
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06　mg/L
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02　mg/L
20	チラウム	0.06　mg/L
21	シマジン	0.03　mg/L
22	チオベンカルブ	0.2　mg/L
23	ベンゼン	0.1　mg/L
24	セレン及びその化合物	0.1　mg/L
25	ほう素及びその化合物	海域への排出 230 mg/L 海域以外の公共用水域への排出 10mg/L
26	ふっ素及びその化合物	海域への排出 15mg/L 海域以外の公共用水域への排出 8mg/L
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1L につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
28	1,4-ジオキサン	0.5　mg/L

注：1.「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

出典：「昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号（最終改正 令和 7 年 7 月 1 日環境省令第 17 号）」

表 3.2.51　その他の汚染状態に係る排水基準

No.	項　　目	許　容　限　度
1	水素イオン濃度（pH）	海域への排出の場合 5.0 以上～9.0 以下 それ以外の水域への排出の場合 5.8 以上～8.6 以下
2	生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
3	化学的酸素要求量（COD）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
4	浮遊物質量（SS）	200 mg/L（日間平均 150 mg/L）
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5 mg/L
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30 mg/L
7	フェノール類含有量	5 mg/L
8	銅含有量	3 mg/L
9	亜鉛含有量	2 mg/L
10	溶解性鉄含有量	10 mg/L
11	溶解性マンガン含有量	10 mg/L
12	クロム含有量	2 mg/L
13	大腸菌数	日間平均　800 CFU/mL
14	窒素含有量	120 mg/L（日間平均 60 mg/L）
15	燐（りん）含有量	16 mg/L（日間平均　8 mg/L）

注：1.「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典:「昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号（最終改正 令和 7 年 7 月 1 日環境省令第 17 号)」

表 3.2.52　那覇港海域に係る上乗せ排水基準

特定事業場の区分	項目及び許容限度				
	水素イオン濃度 （水素指数）	生物化学的酸素要求量 又は化学的酸素要求量		浮遊物質量	
		日間平均	最大	日間平均	最大
すべての特定事業場	6.5 以上 8.5 以下	20 以下	30 以下	70 以下	90 以下

注：1.「特定事業場」とは、法第２条第２項に規定する施設（以下「特定施設」という。）を設置する工場又は事業場をいう。

2. 第１項から第６項までの上乗せ排水基準は、当該各項に掲げる公共用水域に水を排出する特定事業場に係る排出水について適用する。ただし、第１項から第６項までの表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場に係る施設の面積又は排出水量について特別の定めがある場合にあっては、当該特別の定めに該当する特定事業場について適用する。

3.「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条第８号に規定する処理区域をいう。

4.「令」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）をいう。

5.「排出水量」とは、特定施設を設置している工場又は事業場から公共用水域に排出される１日当たりの平均的な排出水の量をいう。

6. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

7. 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量の許容限度の単位は、排出水１リットルにつきミリグラムとする。

8.「日間平均」による許容限度は、１日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

9. 第１項から第６項までの表の特定事業場の区分欄で区分された特定事業場に係る排出水についてそれぞれの表の項目及び許容限度欄に許容限度を定めていない項目の当該排出水に係る当該項目の許容限度は、法第３条第１項の排水基準の定めるところによる。

10. 特定事業場の所在地が下水道処理区域となった場合における当該特定事業場に対する下水道処理区域内に所在する特定事業場に係る上乗せ排水基準は、当該特定事業場が所在する地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後３年を経過した日から適用し、同日前においては、下水道処理区域外に所在する特定事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。

出典：「昭和 50 年 7 月 9 日沖縄県条例第 37 号（最終改正 平成 20 年 12 月 26 日条例第 44 号）」

表 3.2.53　国場川水域に係る上乗せ排水基準

特定事業場の区分			項目及び許容限度				
			水素イオン濃度（水素指数）	生物化学的酸素要求量		浮遊物質量	
				日間平均	最大	日間平均	最大
下水道処理区域内に所在する特定事業場	令別表第１各号に掲げる施設のいずれかの施設を設置する特定事業場（以下「すべての特定事業場」という。）		6.5 以上 8.5 以下	20 以下	30 以下	70 以下	90 以下
下水道処理区域外に所在する特定事業場	令別表第１第１号の２（イに係る部分に限る。）に掲げる施設を設置する特定事業場（以下「養豚事業場」という。）	排出水量が 50 立方メートル以上のもの		50 以下	70 以下	70 以下	90 以下
		排出水量が 50 立方メートル未満のもの		80 以下	100 以下	100 以下	150 以下
	令別表第１第７号に掲げる施設を設置する特定事業場（以下「砂糖製造事業場」という。）		6.5 以上 8.5 以下	10 以下	20 以下	70 以下	90 以下
	令別表第１第 74 号に掲げる施設（豚房施設から排出される水のみを処理する施設に限る。）を設置する特定事業場（以下「豚房排水処理施設設置事業場」という。）	排出水量が 50 立方メートル以上のもの		50 以下	70 以下	70 以下	90 以下
		排出水量が 50 立方メートル未満のもの		80 以下	100 以下	100 以下	150 以下
	令別表第１各号に掲げる施設を設置する特定事業場のうち、養豚事業場、砂糖製造事業場又は豚房排水処理施設設置事業場以外の特定事業場であって、排出水量が 20 立方メートル以上のもの		6.5 以上 8.5 以下	20 以下	30 以下	70 以下	90 以下

注：注釈は表 3.2.52 の注 1～10 に示すとおりである。
出典：「昭和 50 年 7 月 9 日沖縄県条例第 37 号（最終改正 平成 20 年 12 月 26 日条例第 44 号）」

3）その他の基準

（ア）水産用水基準

水産動植物の正常な生息・生育及び繁殖を維持し、その水域において漁業を支障なく行うことができ、かつ、その漁獲物の経済価値を損なわないための基準として「水産用水基準 第8版（2018年版）」（平成30年8月、（社）日本水産資源保護協会）があり、水質、底質に対し、それぞれ表 3.2.54～表 3.2.60 に示すように基準が設定されている。

表 3.2.54　水産用水基準（水質）

①有機物（COD）
一般の海域・ノリ養殖場や閉鎖性内湾の沿岸域における望ましいCOD_{OH}（アルカリ性法）の基準値は一時保留とした。
②全窒素、全リン

水産1種	全窒素0.3 mg/L以下※	
	全リン0.03mg/L以下※	
水産2種	全窒素0.6 mg/L以下、0.3 mg/Lを超える	
	全リン0.05mg/L以下、0.03mg/Lを超える	
水産3種	全窒素1.0 mg/L以下、0.6 mg/Lを超える	
	全リン0.09mg/L以下、0.05mg/Lを超える	

※全窒素0.2mg/L以下・全リン0.02mg/L以下の海域は、生物生産が陸域からの栄養塩類供給に依存する閉鎖性内湾では、生物生産性の低い海域であり、水産利用よりも自然探訪等の利用を優先させる海域。
ノリ・ワカメなどの海藻の生育には、無機態の窒素・リンが栄養として必要である。このため、海藻養殖については、無機態の窒素・リン濃度を水産用水基準として示した。また、海藻の栄養取込速度は、当該海域の潮流流速も影響するので、最低限必要な栄養塩濃度に幅を持たせて記述した。

「ノリ・ワカメ養殖に最低限必要な栄養塩濃度」

ノリ養殖	無機態窒素0.07～0.1mg/L（約5～7μmol/L）
	無機態リン0.007～0.014mg/L(約0.23～0.45μmol/L)
ワカメ養殖	無機態窒素0.028mg/L（約2μmol/L）

③溶存酸素（DO）
海域では6mg/L以上であること。内湾漁場の夏季底層において最低限維持しなくてはならない溶存酸素は4.3mg/L(3mL/L)であること。
④水素イオン濃度（pH）
海域では7.8～8.4であること。生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと。
⑤懸濁物質（SS）
人為的に加えられる懸濁物質は2mg/L以下であること。海藻類の繁殖に適した水深において必要な照度が保持され、その繁殖と成長に影響を及ぼさないこと。
⑥着色
光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。
⑦水温
水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。
⑧大腸菌群
大腸菌群数（MPN）が100mLあたり1,000以下であること。ただし、生食用カキを飼育するためには100mLあたり70以下であること。
⑨油分
水中には油分が検出されないこと。水面に油膜が認められないこと。
⑩有害物質
有害物質の基準値は表 3.2.55～表 3.2.59に掲げる物質ごとに同表の基準値に掲げるとおりとする。

注：1.①有機物～⑤懸濁物質に関しては、海域に関する項目を抽出している。
2.蓄積の可能性のある成分については、人体に対する安全性を考慮した水産植物中の許容含有量の決定をまって基準値を定める。
3.放射性物質については、関連法規に定められた基準に従う。
4.分析方法：人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び要監視項目にふくまれる物質は公定法により分析することが望ましい。その他の基準については公定法または一般的に用いられている方法（海洋観測指針第1部（1999)、水質汚濁調査指針（1980)、沿岸環境調査マニュアル（底質・微生物編）(1990)、環境測定分析法注解（1985)）等を採用して差し支えない。

出典：「水産用水基準　第8版（2018年版)」(平成30年8月、(社)日本水産資源保護協会)

表 3.2.55　人の健康の保護に関する環境基準に定められている有害物質の基準値

項目	基準値　mg/L	
	淡水域	海域
カドミウム	0.003	0.003
全シアン	0.005	0.001
鉛	0.003	0.003
六価クロム	0.0002	0.01
砒素	0.01	0.01
総水銀	0.0002	0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	0.001
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02	0.02
四塩化炭素	0.002	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	0.5	0.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.006
トリクロロエチレン	0.01	0.01
テトラクロロエチレン	0.01	0.002
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.002
チウラム	0.006	－
シマジン	0.003	－
チオベンカルブ	0.001	0.02
ベンゼン	0.01	0.01
セレン	0.002	0.01
硝酸態窒素	9	7
亜硝酸態窒素	0.03	0.06
ふっ素	0.8	1.4
ほう素	1	4.5

注：1.「検出されないこと」とは分析方法の欄に掲げる方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
　　2.「－」基準値が設定されていない。

出典：「水産用水基準　第8版（2018年版）」（平成30年8月、(社)日本水産資源保護協会）

表 3.2.56　生活環境の保全に関する環境基準に定められている有害物質の基準値

項目	基準値　mg/L		分析方法
	淡水域	海域	
亜鉛	検出されないこと	検出されないこと	JIS K0102の53

出典：「水産用水基準　第8版（2018年版）」（平成30年8月、(社)日本水産資源保護協会）

表 3.2.57　要監視項目として定められている有害物質の基準値

項目	基準値　mg/L	
	淡水域	海域
クロロホルム	0.05	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04
1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.06
p-ジクロロベンゼン	0.1	0.07
イソキサチオン	0.008	0.008
ダイアジノン	検出されないこと	検出されないこと
フェニトロチオン	検出されないこと	検出されないこと
イソプロチオラン	0.04	0.04
オキシン銅	0.006	－
クロロタロニル	0.001	0.002
プロピザミド	0.008	－
EPN	検出されないこと	検出されないこと
ジクロルボス	検出されないこと	検出されないこと
フェノブカルブ	検出されないこと	0.003
イプロベンホス	検出されないこと	0.008
クロルニトロフェン	0.0009	0.08
トルエン	0.6	0.3
キシレン	0.4	－
フタル酸ジエチルヘキシル	0.001	0.06
ニッケル	0.004	0.007
モリブデン	0.07	0.07
アンチモン	0.008	0.4
マンガン	0.2	0.2

注：「－」基準値が設定されていない。
出典：「水産用水基準　第8版（2018年版）」（平成30年8月、(社)日本水産資源保護協会）

表 3.2.58　ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値　pgTEQ/L		分析方法
	淡水域	海域	
ダイオキシン類	1	1	JIS K0312

出典：「水産用水基準　第8版（2018年版）」（平成30年8月、(社)日本水産資源保護協会）

表 3.2.59　基準値、指針値が定められていない有害物質の基準値

項目	基準値　mg/L	
	淡水域	海域
アンモニア態窒素	0.01	0.03
残留塩素（残留オキシダント）	検出されないこと	検出されないこと
硫化水素	検出されないこと	検出されないこと
銅	0.0009	検出されないこと
アルミニウム	検出されないこと	0.1
鉄	0.09	0.2
陰イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
非イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
ベンゾ(a)ピレン	検出されないこと	0.00001
トリブチルスズ化合物	0.000007	0.000002
トリフェニルスズ化合物	－	検出されないこと
フェノール類	0.008	0.2
ホルムアルデヒド	0.5	0.04

注：分析方法は公定法（JIS K0102）によることが望ましいが、表 3.2.54の注釈：4に示した分析方法を採用しても差し支えない。

出典：「水産用水基準　第8版（2018年版）」（平成30年8月、(社)日本水産資源保護協会）

表 3.2.60　水産用水基準（底質）

①河川及び湖沼では、有機物などにより汚泥床、みずわたなどの発生をおこさないこと。

②海域では乾泥として COD_{OH}（アルカリ性法）は 20mg/g 乾泥以下、硫化物 0.2mg/g 乾泥以下、ノルマルヘキサン抽出物 0.1%以下であること。

③微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。

④海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験（昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 14 号）により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、水産用水基準の基準値の 10 倍を下回ること。ただし、カドミウム、PCB については溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。

⑤ダイオキシン類の濃度は 150pgTEQ/g を下回ること。

注：1. 蓄積の可能性のある成分については、人体に対する安全性を考慮した水産動植物中の許容含有量の決定をまって基準値を定める。

2. 放射性物質については、関連法規に定められた基準に従う。

3. 分析方法：人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び要監視項目にふくまれる物質は公定法により分析することが望ましい。その他の基準については公定法または一般的に用いられている方法（海洋観測指針第1部（1999）、水質汚濁調査指針（1980）、沿岸環境調査マニュアル（底質・微生物編）（1990）、環境測定分析法注解（1985））等を採用して差し支えない。

出典：「水産用水基準　第8版（2018年版）」（平成30年8月、(社)日本水産資源保護協会）

（イ）埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年2月17日総理府令第6号）で定める判断基準は、表 3.2.61 に示すとおりである。

表 3.2.61　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準

No.	項目	判定基準
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
2	水銀又はその化合物	0.005mg/L以下
3	カドミウム又はその化合物	0.03 mg/L以下
4	鉛又はその化合物	0.1 mg/L以下
5	有機りん化合物	1 mg/L以下
6	六価クロム化合物	0.2 mg/L以下
7	ひ素又はその化合物	0.1 mg/L以下
8	シアン化合物	1 mg/L以下
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下
10	銅又はその化合物	3 mg/L以下
11	亜鉛又はその化合物	2 mg/L以下
12	ふつ化物	15 mg/L以下
13	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
14	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
15	ベリリウム又はその化合物	2.5 mg/L以下
16	クロム又はその化合物	2 mg/L以下
17	ニッケル又はその化合物	1.2 mg/L以下
18	バナジウム又はその化合物	1.5 mg/L以下
19	廃棄物処理令別表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	40 mg/kg以下
20	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
21	四塩化炭素	0.02 mg/L以下
22	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
23	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
25	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
26	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
27	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
28	チウラム	0.06 mg/L以下
29	シマジン	0.03 mg/L以下
30	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
31	ベンゼン	0.1 mg/L以下
32	セレン又はその化合物	0.1 mg/L以下
33	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下

注：1. この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

2.「検出されないこと。」とは、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「昭和48年2月17日総理府令第6号（最終改正 令和7年3月3日環境省令第8号)」

4）自然環境法令等による指定状況及び環境保全に関する施策等

（ア）自然環境保全地域

関係 3 市には、「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号）に基づき環境大臣が指定する自然環境保全地域はない。また、「沖縄県自然環境保全条例」（昭和 48 年 7 月 23 日沖縄県条例第 54 号）に基づき県知事が指定する沖縄県自然環境保全地域の指定地域もない。

（イ）自然公園

関係 3 市には、「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）に基づき指定された自然公園地域はない。

（ウ）鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護を図る目的で環境大臣あるいは県知事により指定される。

関係 3 市における鳥獣保護区等の指定状況は表 3.2.62 に、鳥獣保護区等の位置は図 3.2.19 に示すとおりである。関係 3 市では、那覇市末吉に特別保護地区が設置されており、身近な鳥獣生息地となっている。

表 3.2.62　鳥獣保護区等の指定状況

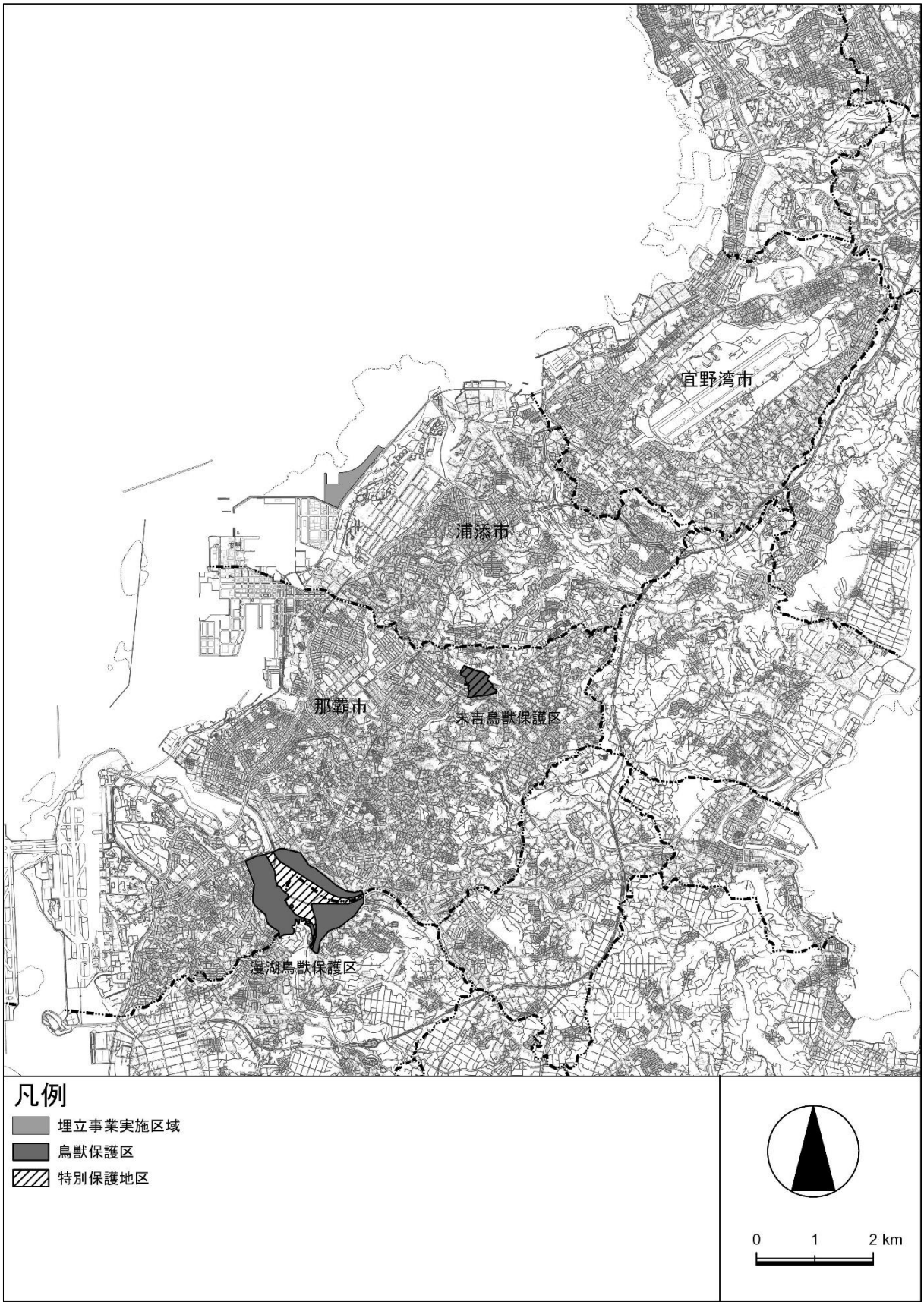
＜鳥獣保護区＞

種別	名称	ha	期限
身近な鳥獣生息地	末吉	19	令和 8 年 9 月 25 日
集団渡来地	漫湖（国指定）	174	令和 9 年 10 月 31 日

＜特別保護区＞

種別	名称	ha	期限
身近な鳥獣生息地	末吉	19	令和 8 年 9 月 25 日
集団渡来地	漫湖（国指定）	58	令和 9 年 10 月 31 日

出典：「鳥獣保護区の指定状況（令和 6 年 11 月 1 日現在）」（沖縄県環境部自然保護課）



出典：「令和 7 年度沖縄県鳥獣保護区等位置図」（令和 7 年 10 月、沖縄県環境部自然保護課）

図 3.2.19　鳥獣保護区等の位置

（エ） 自然環境の保全に関する指針

沖縄県における生物多様性の高さを維持するために、保全と利用の両立を図ることを目的に、「生物多様性保全利用指針 OKINAWA」が策定されており、表 3.2.63 に示す評価ランクが設定されている。

埋立事業実施区域及びその周辺について、海域はカテゴリ：Ⅲ（生物多様性の維持を図る上で、保全すべき区域）、陸域はカテゴリ：Ⅳ（自然環境の保全及び再生を図る区域）及びⅤ（自然環境の保全及び再生を積極的に図る区域）となっている。

表 3.2.63　生物多様性保全利用指針 OKINAWA のカテゴリ

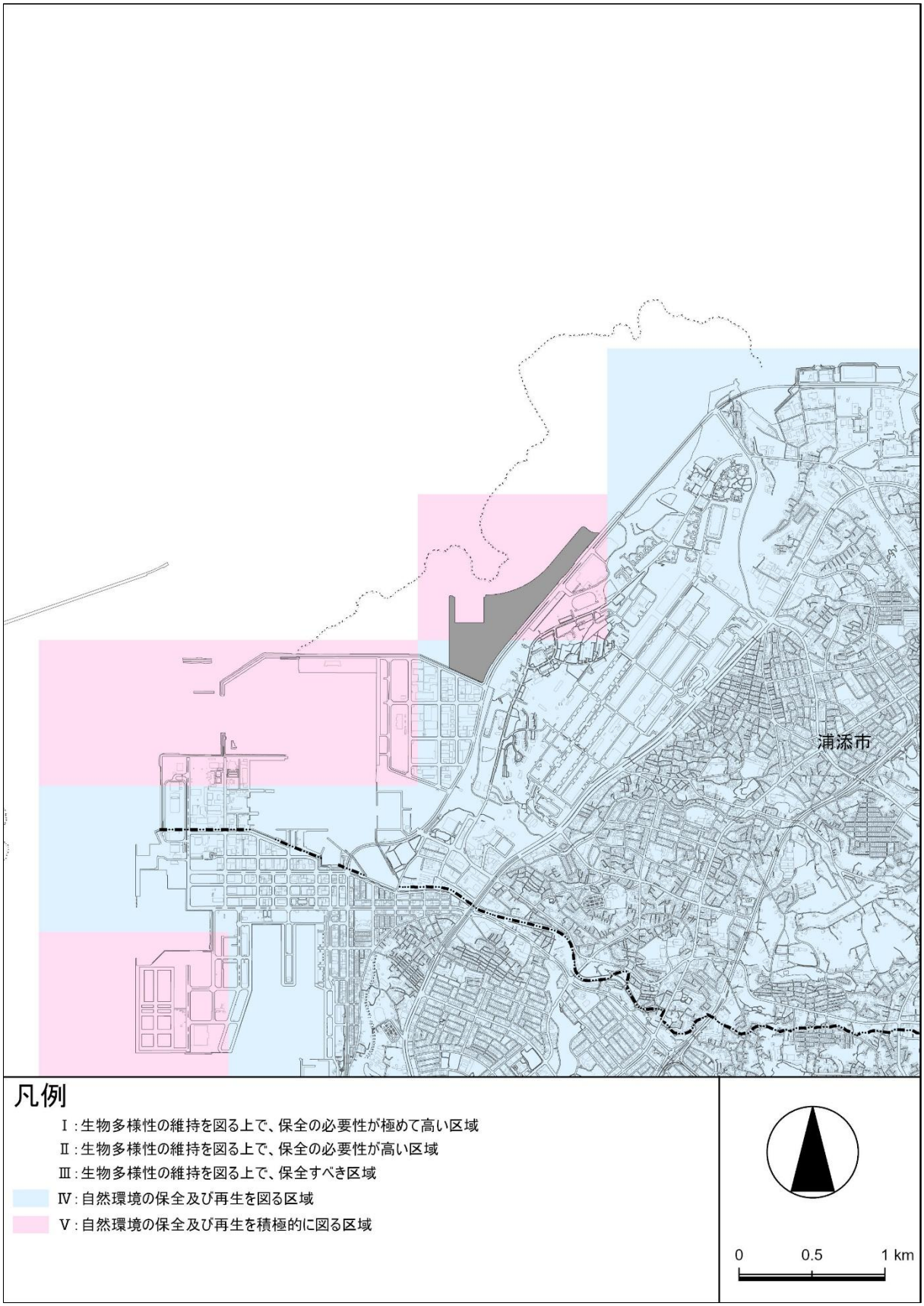
【陸域】

Ⅰ	生物多様性の維持を図る上で、保全の必要性が極めて高い区域
Ⅱ	生物多様性の維持を図る上で、保全の必要性が高い区域
Ⅲ	生物多様性の維持を図る上で、保全すべき区域
Ⅳ	自然環境の保全及び再生を図る区域
Ⅴ	自然環境の保全及び再生を積極的に図る区域

【海域】

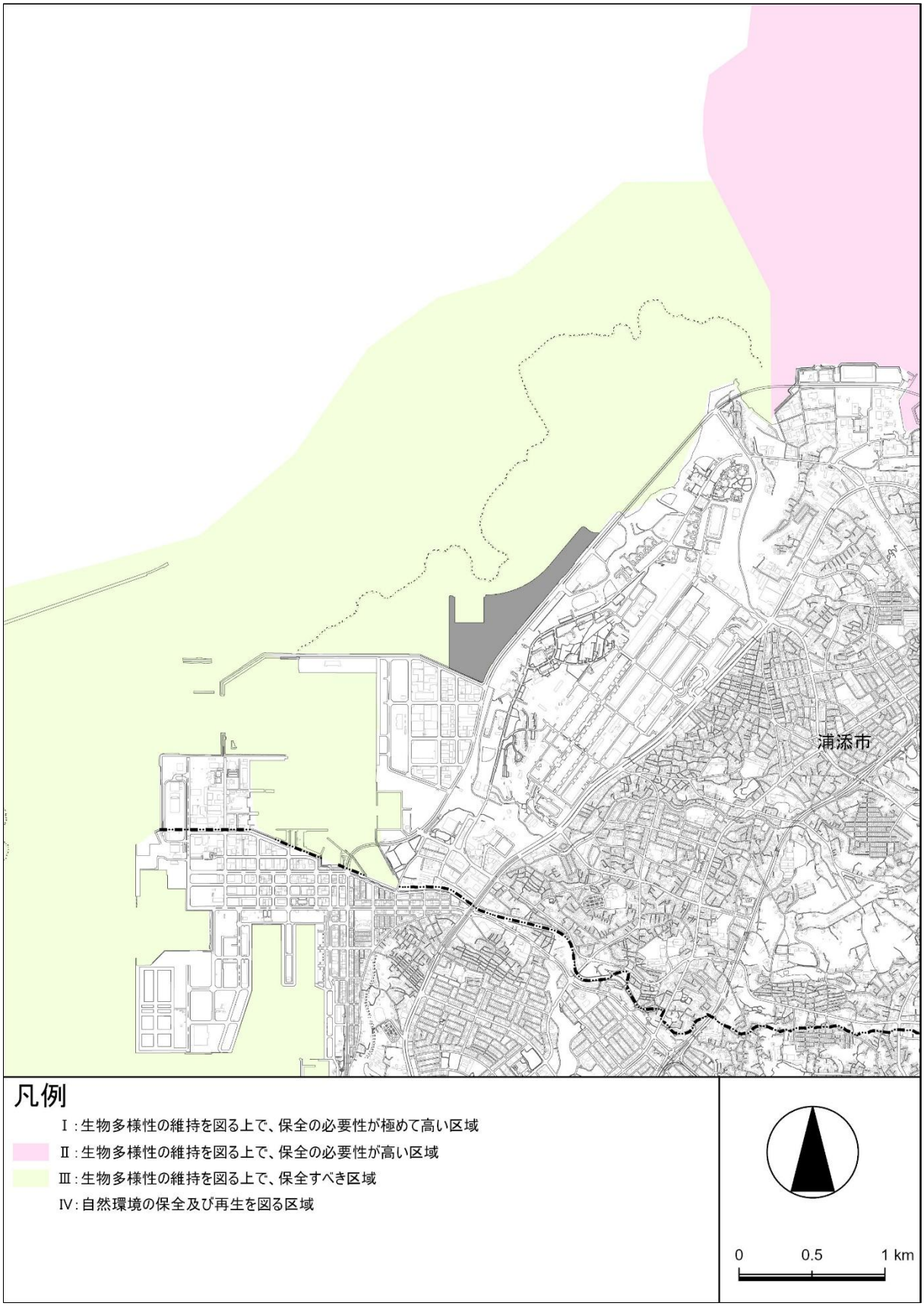
Ⅰ	生物多様性の維持を図る上で、保全の必要性が極めて高い区域
Ⅱ	生物多様性の維持を図る上で、保全の必要性が高い区域
Ⅲ	生物多様性の維持を図る上で、保全すべき区域
Ⅳ	自然環境の保全及び再生を図る区域

出典：生物多様性保全利用指針 OKINAWA（令和 4 年版）より、沖縄県環境部自然保護課



出典：生物多様性保全利用指針 OKINAWA（令和 4 年版）より、沖縄県環境部自然保護課

図 3.2.20　陸域における評価ランク区域



出典：生物多様性保全利用指針 OKINAWA（令和 4 年版）より、沖縄県環境部自然保護課

図 3.2.21　海域における評価ランク区域

（オ）浦添市環境基本条例

浦添市における自然環境を保全する施策の 1 つとして「浦添市環境基本条例」（平成 23 年 6 月 29 日条例第 15 号）が策定されており、表 3.2.64 に示すとおり、基本理念が示されている。

表 3.2.64　「浦添市環境基本条例」の基本理念

・環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成に向けた活動に取り組むこと。
・自然環境や生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図ること。
・良好な環境の中で生活を営む権利を有することを認識し、及び互いに配慮すること。
・先人達が残してきた貴重な財産である良好な環境を次世代に継承すること。
・全ての者が、それぞれ果たすべき責務の下に公平な役割を有する自覚を持って、協働して自主的かつ積極的に取り組むこと。

（カ）第 2 期浦添市環境基本計画

浦添市環境基本条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年度に第 1 期となる「浦添市環境基本計画」が策定され、第 1 期計画の計画期間の満了に伴い、令和 2 年 3 月に新しい「第 2 期浦添市環境基本計画」が策定された。

事業分野ごとの主な行動指針が掲載されており、建設業における行動指針は、表 3.2.65 に示すとおりである。

表 3.2.65　建設業の主な行動指針

生物多様性	・樹林地等の保全に配慮し、動植物の生育・生息環境への影響を最小限にとどめるよう努める。 ・環境に配慮した工法を積極的に採用するよう努める。
大気・悪臭	・建設機械や工事用車両による大気汚染等、周辺環境に影響を与えないよう努める。
水質・土壌	・開発時に赤土等が水域へ流出しないよう、防止対策に努める。
騒音・振動	・建設機械や工事用車両による騒音、振動等、周辺環境に影響を与えないよう努める。
化学物質	・シックハウスの原因となる化学物質を多く含むものは使用しないよう努める。
快適な都市環境	・大規模開発時には環境影響評価を行い、事業実施による環境負荷の回避・低減に努める。
資源の有効利用	・建設廃材や残土は、減量化、再利用、適正処理に努める。
グリーン購入	・建設資材は、再生品や再利用可能な物を使用するよう努める。

出典：「第 2 期浦添市環境基本計画」（令和 2 年 3 月、浦添市）

（キ）浦添市景観まちづくり計画

浦添市は、平成 18 年に景観行政団体となり、景観法に基づく「浦添市景観まちづくり計画」を策定、令和 4 年 4 月に改定している。本計画においては、地先公有水面を含む市全域を景観計画区域として景観まちづくりの推進に取り組んでおり、「浦添グスク周辺エリア」と「西海岸及び港川周辺エリア」が重点・優先エリアとして位置付けられている。

西海岸及び港川周辺における留意点は、表 3.2.66 に示すとおりである。

表 3.2.66　西海岸及び港川周辺における留意点

○地域の財産であるカーミージー等の自然海浜を守り・活かす。
- ・シンボルであるカーミージーや自然海岸を保全する。
- ・水際や海域の生物と生育環境をできるだけ保全する。
- ・海への眺望や自然海浜、生育環境に配慮した道路・橋梁・護岸等の工法を工夫する。
- ・カーミージー等のアクセス路を確保する。・・・・など

○海を感じさせ、楽しめるウォーターフロントを形成する。
- ・地域主体の継続的な活動の場や新たな市民の憩いの場となるような環境整備に努める。（海への眺望又はサンセットを活かした眺望スポットの創出、緑豊かな広場の確保、イベント・レクリエーションの場等）
- ・国道 58 号からウォーターフロント等へ人々を円滑に導くアクセス道路や歩行者軸の景観を工夫する。（海への視線・見通し、街路樹等）・・・・など

○西海岸の先導的なモデルとなるよう、総合的・計画的に展開する。
- ・本市の顔となるシンボルロード（県道浦添西原線）のつながりとゲート性の創出。（市内の高台等からみえる都市機能用地等での新たなシンボルの形成、アイストップ、ランドマーク、開放性のあるグランドレベル、高度利用化）など

○ふれあえる河川環境を回復する・創出する。
- ・河川の水質を改善する。
- ・市域を超える上流域の連携を強化する。
- ・親水性やせせらぎ等に配慮した水辺にふれあえる工法を取り入れる。
- ・環境に配慮した水辺の散策路でつないでいくような工夫をする。（透水性舗装、緑陰、香り等）・・・・など

○地域住民と協働、関係機関との連携を強化する。
- ・参加型で計画立案し推進する／土地の記憶を残す。・・・・など

出典：「浦添市景観まちづくり計画」（令和 4 年 4 月、浦添市都市建設部美らまち推進課）

（ク）浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例

浦添市西海岸の里浜の保全及び活用促進のための条例として「浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例」（平成 29 年 12 月 20 日条例第 30 号）が策定されており、表 3.2.67 に示すとおり、基本理念が示されている。

表 3.2.67　「浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例」の基本理念

(1)　生物多様性及び自然の循環に着目し、里浜の貴重な自然環境の保全及び回復を図ること。
(2)　市民参加を主体とした里浜の歴史及び文化の学習及び伝承の場として活用すること。
(3)　里浜を防災意識向上及び憩いの場として活用し、都市の生活環境の保全及び回復を図ること。
(4)　里浜における環境保全に配慮し、人と自然とのふれあいを確保すること。
(5)　市及び市民等との協働による里浜づくりの推進を図ること。
(6)　里浜づくりの活動と理念を持続させるため、環境教育及び環境学習を通して人材育成を図ること。

5）文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等

（ア）史跡・名勝及び天然記念物

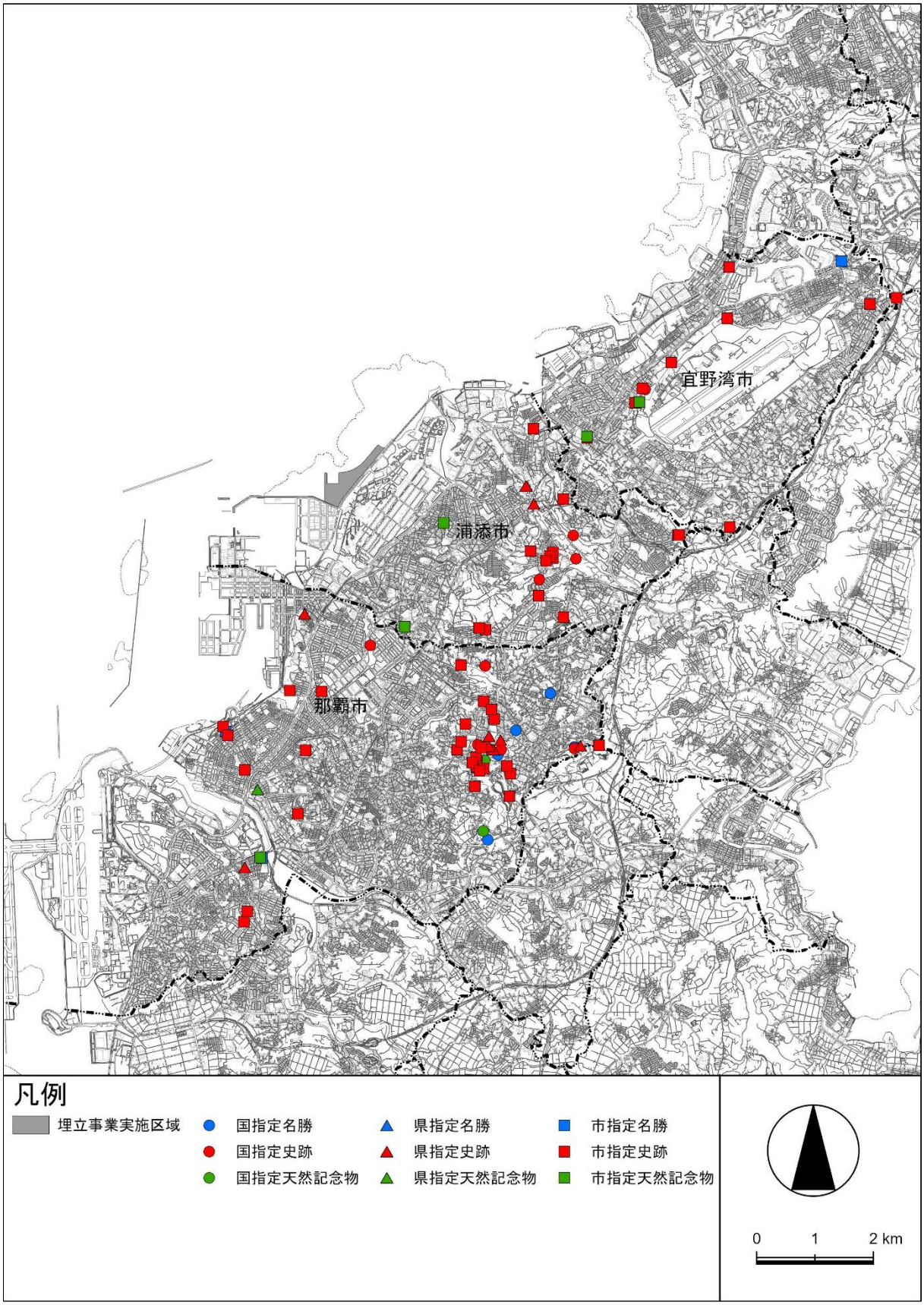
「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）に基づく史跡・名勝・天然記念物は、沖縄県教育庁文化財課がとりまとめた「令和 7 年度版　文化財課要覧」に整理されている。関係 3 市における史跡・名勝及び天然記念物は表 3.2.68、史跡・名勝・天然記念物の位置は図 3.2.22 に示すとおりであり、国指定の史跡・名勝及び天然記念物が 17 件、県指定の史跡・名勝及び天然記念物が 13 件、市指定の史跡・名勝及び天然記念物が 54 件である。

表 3.2.68　史跡・名勝及び天然記念物

単位：件

指定	種別	浦添市	那覇市	宜野湾市	合計
国指定	史跡	2	6	1	9
	特別名勝	－	1	－	1
	名勝	1	4	－	5
	天然記念物	－	2	－	2
	小計	3	13	1	17
沖縄県指定	史跡	2	8	－	10
	名勝	－	1	1	2
	天然記念物	－	1	－	1
	小計	2	10	1	13
市指定	建造物	－	1	－	1
	史跡	10	27	9	46
	史跡・名勝	－	1	－	1
	名勝	－	－	1	1
	名勝・天然記念物(植物)	－	1	－	1
	天然記念物(動物)	－	－	1	1
	天然記念物(植物)	2	－	1	3
	小計	12	30	12	54
合計		17	53	14	84

注:令和7年5月1日現在
出典:「令和7年度版　文化財課要覧」（沖縄県教育庁文化財課）



出典：「令和 7 年度版　文化財課要覧」（沖縄県教育庁文化財課）

図 3.2.22　史跡・名勝・天然記念物の位置

（イ）埋蔵文化財包蔵地

関係 3 市における「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地は表 3.2.69、埋蔵文化財包蔵地の位置は図 3.2.23 に示すとおりであり、計 395 件が指定されている。

表 3.2.69　埋蔵文化財包蔵地

単位：件

市	埋蔵文化財包蔵地
浦添市	75
那覇市	130
宜野湾市	190
合計	395

出典：「沖縄県地図情報システム　土地利用規制現況図（R5)」（沖縄県 企画部 情報基盤整備課）



出典：「沖縄県地図情報システム　土地利用規制現況図（R5)」（沖縄県 企画部 情報基盤整備課）

図 3.2.23　埋蔵文化財包蔵地の位置

(10) その他の事項

1) 公害の苦情処理件数

関係 3 市の公害苦情件数は、表 3.2.70 に示すとおりであり、いずれも騒音及び悪臭に係る苦情が多くなっている。

表 3.2.70　公害苦情件数

種類		苦情件数		
		浦添市	那覇市	宜野湾市
典型 7 公害	大気汚染	2	10	0
	水質汚濁	1	3	0
	土壌汚染	1	0	0
	騒音	22	80	10
	振動	1	2	1
	地盤沈下	0	0	0
	悪臭	11	26	6
	小計	38	121	17
典型 7 公害以外の公害		10	2	0
総計		48	123	17

注:令和6年度現在
出典:「令和 7 年度版 沖縄県環境白書」(令和 8 年 3 月、沖縄県環境部環境政策課)